

第 843 回 紫波町農業委員会総会議事録

令和 6 年 3 月 21 日開催

紫波町農業委員会

第 843 回紫波町農業委員会総会 議事録

第 843 回紫波町農業委員会総会は、令和 6 年 3 月 21 日、紫波町役場に招集された。

1 開催日時 令和 6 年 3 月 21 日(木) 午後 1 時 30 分から 午後 2 時 24 分

2 開催場所 紫波町役場 201 会議室

3 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による農用地貸借契約の合意解約について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について

報告第 3 号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について

日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定について

日程第 5 議案第 2 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について

日程第 6 議案第 3 号 農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設定）の承認について

日程第 7 議案第 4 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

日程第 8 議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第 9 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第 10 議案第 7 号 紫波町農業委員会が保有する個人情報保護等に関する規定の制定について

4 出席委員 (12 名)

1 番 蒲生庄平 君	2 番 若菜千穂 君	3 番 大沼仁志 君
4 番 鈴木芳勝 君	5 番 山田 譲 君	6 番 佐藤武士 君
7 番 菅川 正 君	8 番 高橋伸夫 君	9 番 横沢一則 君
10 番 佐藤廣志 君	11 番 工藤姫子 君	12 番 岡市充司 君

5 欠席委員 な し

6 遅刻委員 な し

7 紫波町農業委員会会議規則第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により出席した説明員

事務局長 藤根あけみ 君

事務局次長 工藤 信吾 君

主任 横沢三重子 君

○事務局長（藤根あけみ君）

ただ今から、第 843 回紫波町農業委員会総会を開会いたします。

次第に沿って進めさせていただきます。

最初に、岡市会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（岡市充司君）

間もなく農作業も本格化してまいります、農業機械を使用する際には、あせらず余裕をもった農作業をしていただきたいと思います。

先月 26 日から行われておりました紫波町議会 3 月定例会は、本日をもって終了いたしました。また、県農業会議の定期総会も 15 日に開催されております。このように 3 月は色々な会議が開催されておりますが、委員の皆様方も地区の会議等への出席が多くなると思います。ここにきて、新型コロナウイルスの感染者数はかなり減少しておりますが、引き続き注意が必要なことは言うまでもありません。令和 5 年度の総会も今回で最後となります。

皆さんも新聞等でご存じと思いますが、県南の一関では、白い農地が大きな問題になっております。もともと農地は自分の所有であっても勝手に自動車や資材や廃材を置いてはいけないことになっております。皆さんの周りで気になる農地がありましたら放置せずに事務局に報告、相談することを徹底していただきたいと思います。

それでは本日の総会審議よろしくをお願いいたします。

○事務局長（藤根あけみ君）

ありがとうございました。

総会の進行につきましては、紫波町農業委員会会議規則第 9 条により、会長が議長の任に当たることになってございますので、以後の進行につきましては議長をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

慣例により紫波町農業委員会憲章を朗読いたしますので、委員の皆様はご起立をお願いします。

私が前文を朗読しますので、委員の皆様は各項目についてご唱和をお願いします。
（憲章を唱和）

○議長（岡市充司君）

ただ今の出席委員は 12 名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。

○議長（岡市充司君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に入るに先立ち業務報告を行います。事務局から業務報告を求めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

業務報告をいたします。議案 1 ページをお開きください。
（業務報告書朗読）

○議長（岡市充司君）

以上で業務報告を終わります。
これより本日の議事日程に入ります。

○議長（岡市充司君）

日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、紫波町農業委員会会議規則第 30 条の 2 の規定により、議長において 7 番 菅川正委員、8 番 高橋伸夫委員を指名いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日一日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日一日間と決定いたしました。なお、会期中の審議予定については、お手元に配付いたしましたとおりですので、ご了承願います。

○議長（岡市充司君）

日程第 3 報告に入ります。

紫波町農業委員会会長等の専決に関する規程第 2 条第 1 項の規定により、専決処分した件数が 22 件ありますので、同条第 2 項の規定により報告いたします。

報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による農用地貸借契約の合意解約について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について

報告第 3 号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について
事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案 2 ページをご覧ください。

報告第 1 号、農地法第 18 条の規定による農用地貸借契約の合意解約の通知が 5 件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

議案 3 ページをご覧ください。

報告第 2 号、農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出が 14 件あり、専決により処理いたしましたのでご報告いたします。

（議案書朗読）

続きまして議案 6 ページをご覧ください。

報告第 3 号、紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について届出が 3 件あり、専決により処理いたしましたのでご報告いたします。

（議案書朗読）

以上です。

○議長（岡市充司君）

以上で報告を終結いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案 8 ページをご覧ください。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定についてご説明します。

お手元に配布した農地法関係調査資料 1 ページからを併せてご覧ください。

（議案書朗読）

この案件につきましては、3 月 13 日に開催された農地調整小委員会においてご審議いただいております。許可申請に対する許可の決定について、本会のご審議、よろしく申し上げます。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議していますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10 番委員。

○10 番（佐藤廣志君）

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定について、農地調整小委員会での審議経過を報告します。

付議番号 1 番は、リンゴを作付けしている農地で、親子間の経営継承のため贈与をするものです。農機具一式を所有しており、問題がないと思われます。継承を受ける息子さんは、若手の担い手として期待されます。

付議番号 2 番は、基盤整備後に配分された譲渡人の農地が、■■さんの普段利用している農地と一体化して利用していることが最近判明し、耕作の利便性を図るため、所有権の移転をするものです。譲受人の■■さんは、農機具を所有しており、耕作管理は問題がないと思われます。

付議番号 3 番と 4 番は、譲受人が同一であり、一体的な利用となるため同一者が購入をするものです。当該農地は譲渡人が耕作できないため、売却するものですが、農地の進入路が譲受人の耕作地になるため、譲受人が購入することが適切であると思われます。譲受人は、隣接する農地に野菜等を作付けしており、今後も同様に耕作する予定であるとのことから、問題がないと思われます。

以上につきまして、審査内容は調査書に記載されているとおりです。農地調整小委員会の審議では、原案のとおり許可すべきとしたものです。

以上が審議経過です。ご審議よろしく願いいたします。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

議案9ページをご覧ください。調査資料は9ページからになります。

議案第2号、農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定についてご説明いたします。

（議案書朗読）

以上の案件につきましては、3月13日の農地調整小委員会でご審議いただき、農業経営基盤強化促進法第18条に規定された要件を満たしていることをご判断いただいております。決定の上は3月25日公告予定です。よろしく願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10番委員。

○10番（佐藤廣志君）

議案第2号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号1番と2番は、農地は組田であり、同一の方が譲受人となるものです。今までの耕作者が耕作できなくなったため、近隣農地を耕作している譲受人が購入をするものであり、譲受人は、農機具一式を所有し家族の支援もあるため、耕作管理は問題がないと思われます。

付議番号3番と4番は、所有者が同一の案件であり、所有している農地が自宅から遠方にあり、周辺農地の耕作条件を合わせる必要があるため、近隣農地を耕作している方に引き受けてもらうことになったものであります。3番と4番の譲受人は、どちらも農事組合法人の組合員であり、耕作管理は問題がないと思われます。

付議番号5番は、譲渡人が耕作できなくなった農地と施設を、菌床シイタケを栽培している法人が買い取るものであります。譲受人である■■■■■■■■■■は、現在南日詰でハウス2棟によりシイタケ栽培をしている認定農業者です。町の青年就農給付金をうけて事業開始した人が栽培の中心となり、経営改善計画で目標としている生産量拡大のため、当該農地を取得するものです。認定農業者として経営計画は遂行されており、農地取得は今後の事業拡大に必要なものと認められたものです。

付議番号6番と7番は、同一の方が譲受人となるものです。非農家である譲渡人から農地の集約化を図るため、近隣農地を耕作している方に農地を引き受けてもらうものです。譲受人は、農機具一式を所有する認定農業者であり、若手の担い手であることから耕作管理は問題がないと思われます。

農地調整小委員会では、今回の案件は、地域の担い手として営農継続性が認められ、

地域との調和要件についても問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過です。終わります。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第6、議案第3号農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設定）の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案第3号、農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設定）の承認についてご説明します。議案11ページをご覧ください。

（議案書朗読）

本案件につきましては、3月13日に開催されました農地調整小委員会でご審議いただいております。決定の上は3月25日に公告予定です。本会のご審議よろしく願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10番委員。

○10番（佐藤廣志君）

議案第3号 農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設定）の承認について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号1番は、農地が組田であり、水田の耕作を一方の所有者に集約をするものです。利用権の設定を受ける■■■さんは、農機具一式を所有しており、家族の支援もあるため、耕作管理は問題がないと思われます。

付議番号2番は、高齢のため所有者が耕作できなくなったため、近隣農地を耕作している方に依頼をしたものです。利用権の設定を受ける■■■さんは、農機具一式を所有しており、家族の支援もあるため、耕作管理は問題がないと思われます。

付議番号 3 番以降は更新の案件で、これまで同様、良好な耕作管理が期待できるものです。

農地調整小委員会では、今回の案件は、地域の担い手として営農継続性が認められ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が農地調整小委員会での審議経過でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 3 号 農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設定）の承認については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 3 号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 7 議案第 4 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

工藤事務局次長。

○事務局次長（工藤信吾君）

議案第 4 号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてご説明します。議案 28 ページをご覧ください。別添調査資料は 16 ページをご覧ください。申請件数は 1 件です。

（議案書朗読）

本案件につきましては、3 月 13 日に現地調査を実施しております。当該証明書の可否の決定につきまして、本会のご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

8 番委員。

○8 番（高橋伸夫君）

議案第 4 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について現地調査をしてまいりましたので報告します。調査員は、堀切一推進委員、畠山佳正推進委員、事務局工藤次長と私の 4 人で現地調査をしてきました。

当該農地は図面にありますように広く、左側が右側より高台にある農地で、たい肥舎として利用していない期間が 20 年以上になります。周辺は山林に囲まれており、

今後も物置小屋として使用していくことに問題は無いとと見てまいりました。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定については、原案のとおり決
するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第8 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定につい
て、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

工藤事務局次長。

○事務局次長（工藤信吾君）

議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、をご
説明します。議案29ページをご覧ください。また、別添調査資料は17ページからと
なります。申請件数は2件です。

（議案書朗読）

以上2案件につきまして3月13日に現地調査を実施しております。各案件調査書
に記載のとおり農地転用に必要な要件は満たしていると思われませんが、申請に対す
る本会意見の決定についてご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実
施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

8番委員。

○8番（高橋伸夫君）

議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、現地
調査をしてまいりました。調査員は、堀切推進委員、畠山推進委員、私になります。

付議番号1番、北日詰の当該農地は、山林及び宅地に接しており、周辺に影響をお
よぼすものではないと見てまいりました。

付議番号2番は、北日詰の100平方メートルの一時転用であり問題は無いものとま
いりました。以上になります。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 5 号 農地法第 4 条による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり許可相当と決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 5 号は、原案のとおり許可相当と決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 9 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

工藤事務局次長。

○事務局次長（工藤信吾君）

議案第 6 号、農地法第 5 条による許可申請に対する意見の決定について、内容をご説明します。議案 30 ページをご覧ください。また、別添調査資料は 23 ページからとなります。申請件数は所有権移転が 2 件となります。

（議案書朗読）

以上 2 案件につきまして 3 月 13 日に現地調査を実施しております。各案件調査書に記載のとおり農地転用に必要な要件は満たしていると思われませんが、申請に対する本会意見の決定についてご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

8 番委員。

○8 番（高橋伸夫君）

議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、堀切推進委員、畠山推進委員と現地調査をしてまいりましたのでご報告いたします。

付議番号 1 番、犬渕の案件は当該農地の二辺は宅地、工場に接しており、二辺は農地に接しているわけですが、利用目的は駐車場ということもあり、接している農地への影響は無いものとみてまいりました。

付議番号 2 番は、北上川の河岸と小区画な農地に囲まれた小規模な農地であり、周辺に影響を及ぼすことは無いと見てまいりました。以上になります。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり許可相当と決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 6 号は、原案のとおり許可相当と決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 10 議案第 7 号 紫波町農業委員会が保有する個人情報保護等に関する規程の制定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

委員の皆様への招集通知には、議案第 7 号を遊休農地の非農地判定としておりましたが、諸事情によりそちらは来月にご審議いただくこととし、1 号繰り上げて、議案 7 号としてこの案件のご審議をお願いいたします。

議案第 7 号 紫波町農業委員会が保有する個人情報保護等に関する規程の制定について、をご説明いたします。議案 31 ページをご覧ください。

個人情報保護制度の一元化を図るため、個人情報の保護に関する法律が改正されました。今回の法律改正は、デジタル社会に対応した個人情報の保護と、データの流通が必要な社会を両立させることによる不整合、不均衡を可能な限り是正することが大きな目標の一つです。

これに伴い「紫波町個人情報保護条例」が廃止され、「紫波町個人情報の保護に関する条例」及び「町長が保有する個人情報の保護等に関する規則」が制定されました。農業委員会が保有する個人情報関連の規定がこれらの例に準じることになりますので、同じように旧規程を廃止し、新しい規定を制定するものです。

農業委員会で扱う個人情報は、総会議案、申請書、農地台帳、タブレットなどあり、実際、その情報開示請求もあります。開示、非開示の判断は、一律に開示しないのではなく、個人の権利利益を守るため開示が必要かどうかを判断して行っております。

○議長（岡市充司君）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり。）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 7 号 紫波町農業委員会が保有する個人情報保護等に関する規程の制定については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 7 号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

以上、本日予定しておりました日程のすべてを終了いたしました。

これをもちまして、第 843 回紫波町農業委員会総会を閉会いたします。

午後 2 時 24 分 閉 会

紫波町農業委員会会議規則第 30 条第 2 項の規定により署名する。

紫波町農業委員会 会長

紫波町農業委員会 委員

紫波町農業委員会 委員